

■ 基本的な考え方

建築物のエレベーターや傾斜路による段差の解消が困難な場合の手段として、段差解消機などを設置します。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関 連 条 例	対 象 規 模
移動等円滑化経路	①移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設置しているか 【①が「有」の場合②③に適合するか】	令 19-2-6	別表第1
	②エレベーターを設置しているか		
	(1)段差解消機の基準(平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第九号)に適合しているか	国告 1492-2-1	
	(2)かごは幅70cm以上、かつ奥行き120cm以上であるか	国告 1492-2-1	
	(3)かごの奥行きと幅は十分であるか(車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	国告 1492-2-1	
	③エスカレーターを設置しているか		
	(1)車椅子使用者用エスカレーターの基準(平成 12 年建設省告示第 1417 号 第 1 ただし書)に適合しているか	国告 1492-2-2	

■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
①② 段差解消機	段差解消機は、以下に掲げるものとする。 ・昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段及び傾斜路に沿って昇降するエレベーター ・かごの定格速度が 15m 毎分以下 ・床面積が 2.25 m ² 以下	国告第 1492 号 誘 8 【図 1】
◎設置位置	◇段差解消機は、主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。 ◇利用者の想定は車椅子使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者、障害者等、多様な利用者が使うことのできる段差解消機とすることが望ましい。 ◇段差解消機には、大別して斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。	標 2-18.2.3.1
◎乗降のための空間の確保	◇段差解消機への乗降時に車椅子の方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。 ◇乗降スペースは、水平とし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすることが望ましい。 ◇乗降スペース周辺には、車椅子使用者が転落する可能性のある段を設けない。	標 2-18.2.3.2

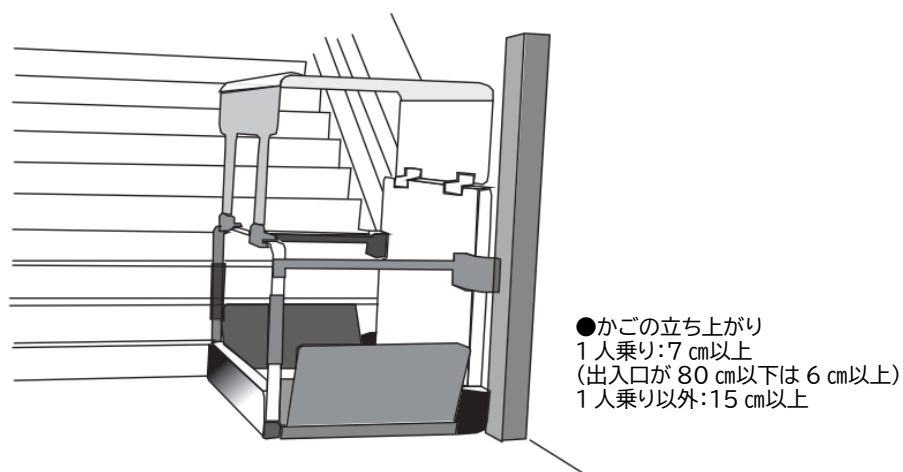
項目	解 説	参照条文等
◎構造	●平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第 9 号に規定するものとする。 ◇使用者が単独で安全に操作できる構造とすることが望ましい。	(建築基準法関係告示) 平成 12 年国告示第 1413 号【図 1】
◎かごの大きさ	●かごの幅は 70cm 以上、奥行き 120cm 以上とする。 ●車椅子使用者が乗降する際、かご内で 90 度回転する必要がある場合には、回転スペースを考慮し、かごの大きさは、幅 140cm 以上、奥行き 140cm 以上とする。 ●車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合は、かごの幅と奥行きが十分に確保されている。	国告示第 1492 号第 1485 号【図 1】
①③エスカレーター	●エスカレーターは、以下に掲げるものとする。 ・車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合、2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター ・運転時において、踏段の定格速度 30m 毎分以下 ・2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	国告示第 1492 号
◎構造	●平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書に規定するものとする。	(建築基準法関係告示) 平成 12 年国告示第 1417 号
◎手すり	◇高齢者、障がい者等の安全性を高めるため、エスカレーターの乗降口には、乗降口誘導用固定手すりを設けるものとする。 ◇乗り口・降り口ともに、踏段手前くし部分・踏段後方くし部分から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ◇乗降口誘導固定手すりの長さは、100cm 以上とする。 ◇手すりには、点字又は記号による案内表示(現在位置、階数、運転方向)を取り付ける。	標 2-6.3.3.2.2【図 2】
◎踏段	◇ステップの水平部分は 3 枚程度、定常段差に達するまでのステップは 5 枚程度とする。 ◇ステップの踏段端部は縁取り等により、認知しやすくする。 ◇くしはできるだけ薄くし、車椅子のキャスターが乗り越えやすくする。 ◇くしは、色を変えるなどして、ステップの部分とはっきり区別がつくようにする。	標 2-6.3.3.2.3【図 2】
◎点状ブロック等	◇エスカレーターの乗降口部に近接する通路の床には、点状ブロック等により、視覚障がい者にエスカレーターの位置を知らせる。 ◇点状ブロック等は、エスカレーター乗降口のランディングプレートから 30 cm 程度の位置に敷設する。	標 2-6.3.3.4【図 2】
◎標識	◇車椅子使用者対応エスカレーターの場合、乗降口付近に、係員の呼び出しインターホンを設け、車椅子使用者利用可の案内標示を設ける。 ●ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるものとする。	標 2-6.3.3.1.1 標 2-6.3.3.2 JIS Z 8210
◎弱視者への配慮	◇乗降口の足元は適宜照明を行い、わかりやすくする。 ◇点状ブロックの前に乗降方向を示す床面サインを設置し、乗降方向を認識しやすくする。	標 2-6.3.3.1.3【図 2】

項目	解 説	参照条文等
その他留意点	◇乗降口の近くの壁面又は柱面等に非常停止ボタンを設ける。 ◇エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒・転落事故を防止するために、利用者の注意を喚起する表示板(標識)を設ける ◇時間帯や点検工事等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時点での進行方向を床面や手すり付近に表示、又は音声案内する。 ◇エスカレーターの音声案内装置の設置に当たっては、周囲の状況を踏まえて、聞き取りやすい音量や音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。	標 2-6.3.3.1.5 標 2-6.3.3.2 標 2-6.3.3.3

参考図

図 1 段差解消機の整備例

<段差解消機(斜行型)>



<段差解消機(鉛直型)>

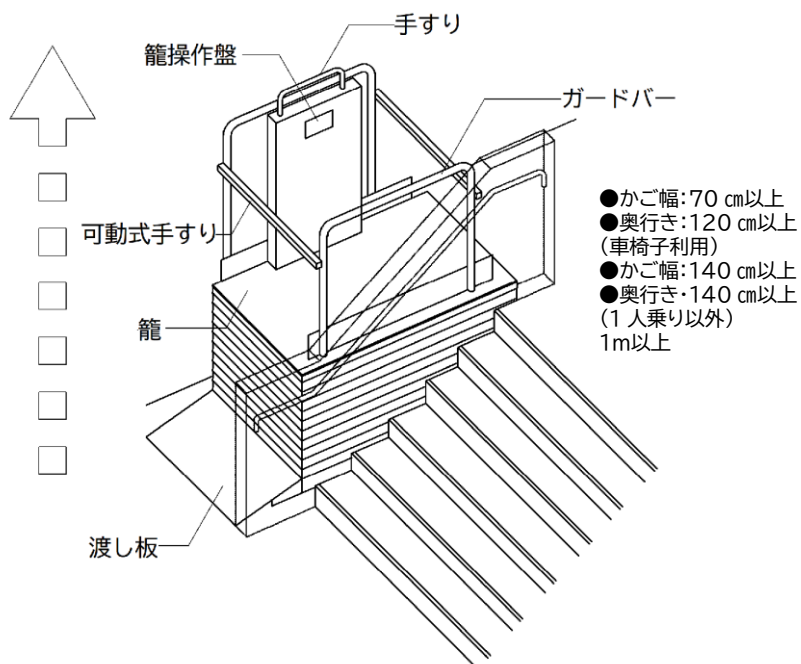


図 2 エスカレーターの整備例

